



平成25年12月2日（月）
横浜市会孤立を防ぐ地域づくり特別委員会

民生委員・児童委員について

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

目 次

1 民生委員・児童委員の状況

- (1) 現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4頁
- (2) 課題等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8頁
- (3) 取り組み状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10頁

2 個人情報への取扱い

- (1) 制度・運用関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15頁
- (2) 対応状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20頁

1 民生委員・児童委員の状況

(1)現状

○根拠法：民生委員法（児童福祉法第16条により児童委員を兼務）

○定 数：233, 911人（平成25年3月31日現在）

（※厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が市町村長の意見を聴いて定める）

○現員数：230, 199人（平成25年3月31日現在）。充足率：98.4%。※都市部で低い傾向。

○委 嘱：厚生労働大臣。職務に関する指揮監督：都道府県知事（特別職の地方公務員とされている）

○報 酬：無報酬。活動費として、1人当たり年間58, 200円を地方交付税措置している。

民生委員の本分（民生委員法第1条）

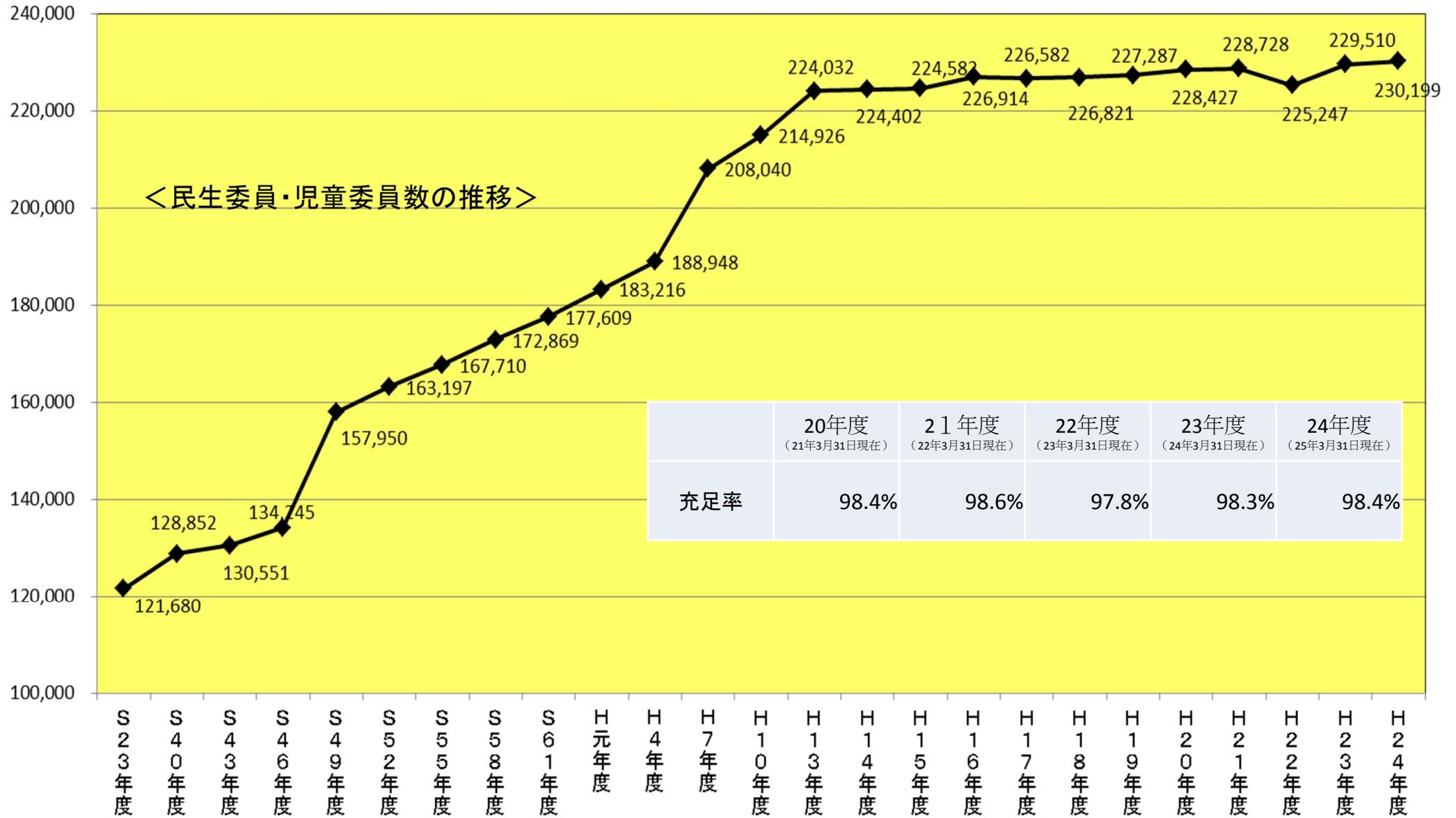
民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。

民生委員法に規定される業務（民生委員法第14条）

- ① 住民の生活状況を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- ② 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- ③ 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- ④ 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- ⑤ 社会福祉法に定める福祉に関する事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- ⑥ 上記の職務のほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

民生委員・児童委員数

総数



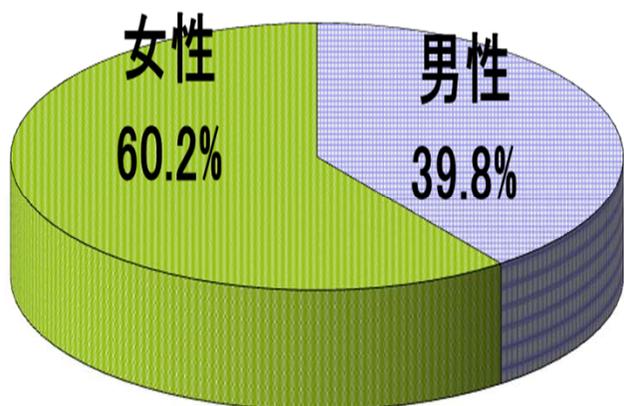
福祉行政報告例より作成（各年度末現在、ただし、昭和23年については、4月1日の一斉改選時の人数）

※平成22年度の数値は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県の一部又は全部が未集計。

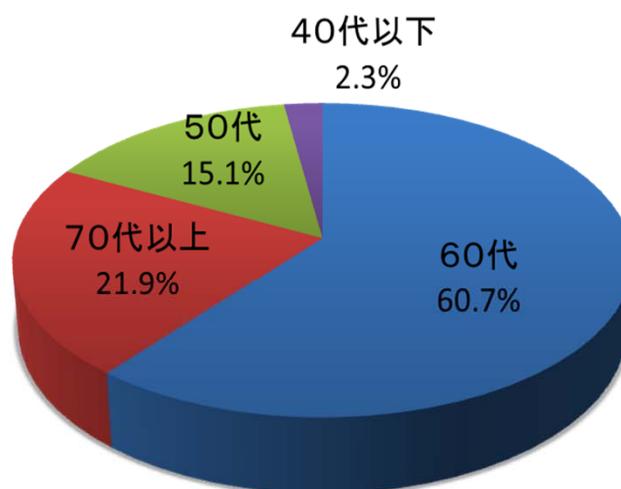
性別・年齢・経験期間

- 男性4割、女性6割 ※平成7年に女性の数が上回る。
- 60歳代が全体の6割、70歳以上が2割であり、全体の8割が60歳以上。
- 1期、2期で全体の6割

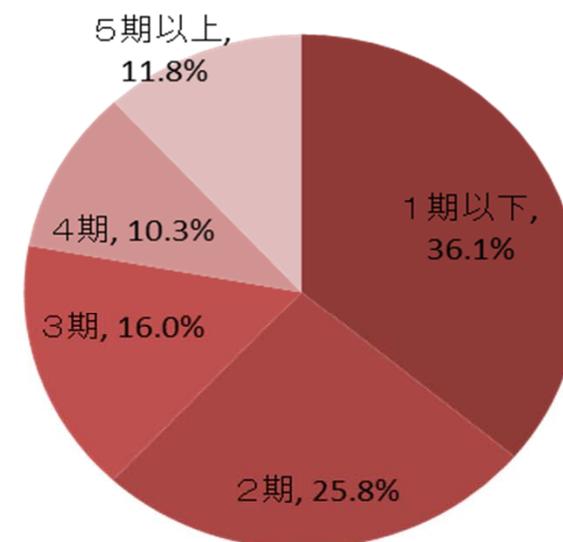
性別



年齢



経験期間



厚生労働省「平成24年度福祉行政業務報告」及び全国民生委員児童委員連合会「法定単位民生委員児童委員協議会活動実態調査2012報告書」(平成25年3月)より作成

民生委員・児童委員の活動状況

総活動件数：年3, 385万件



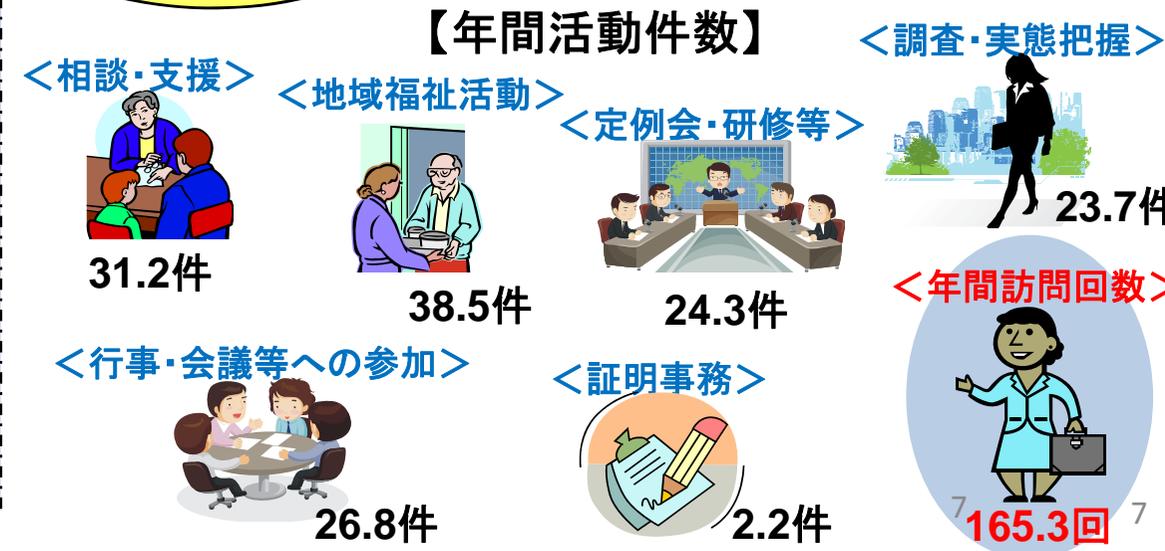
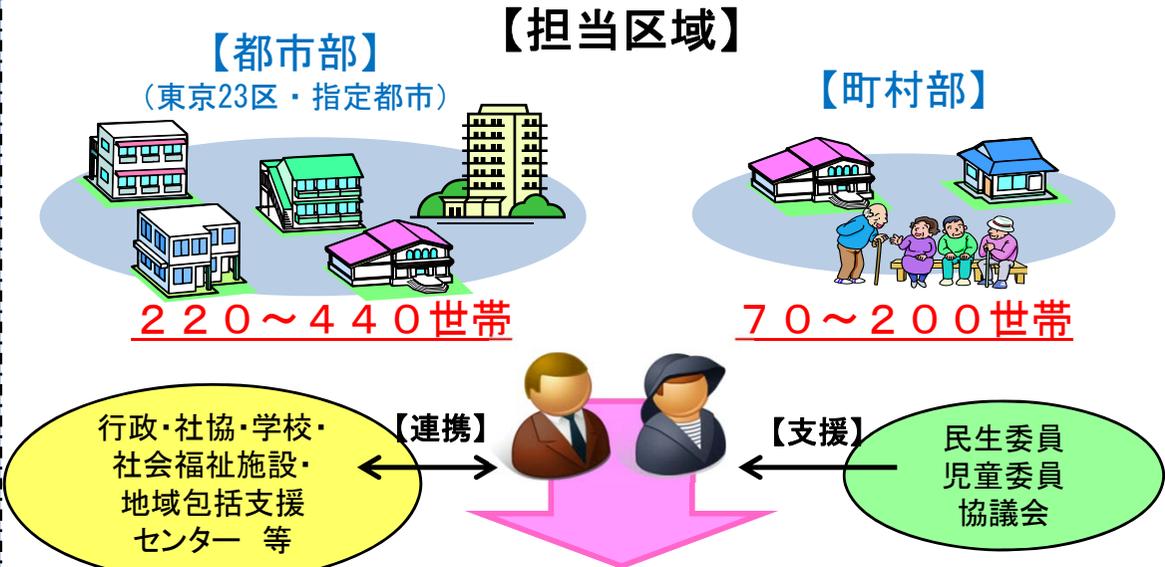
- 特別職の地方公務員(無報酬)
 - 任期3年
 - 守秘義務あり
- 【委嘱】** 12月1日に一斉改選
 (平成25年12月に実施)

※活動費は地方交付税の積算に算定(1人当たり年58,200円)(H25年度)

厚生労働大臣



<民生委員・児童委員1人当たりの活動状況>



※市議会議員、民生委員、社会福祉関係者等で構成
 ※数字は平成24年度福祉行政報告例又は全国民生委員児童委員連合会調べ

(2) 課題等

全国民生委員・児童委員連合会や(株)日本総合研究所が行った調査、社会保障審議会特別部会(平成24年6月)での長谷川委員(横浜市民児協会長)の説明、参議院厚生労働委員会(平成25年6月)での天野全民児連会長の参考人意見陳述、参議院厚生労働委員会(生活困窮者自立支援法案に対する附帯決議(平成25年11月12日))等をまとめると、以下の課題に要約できる。

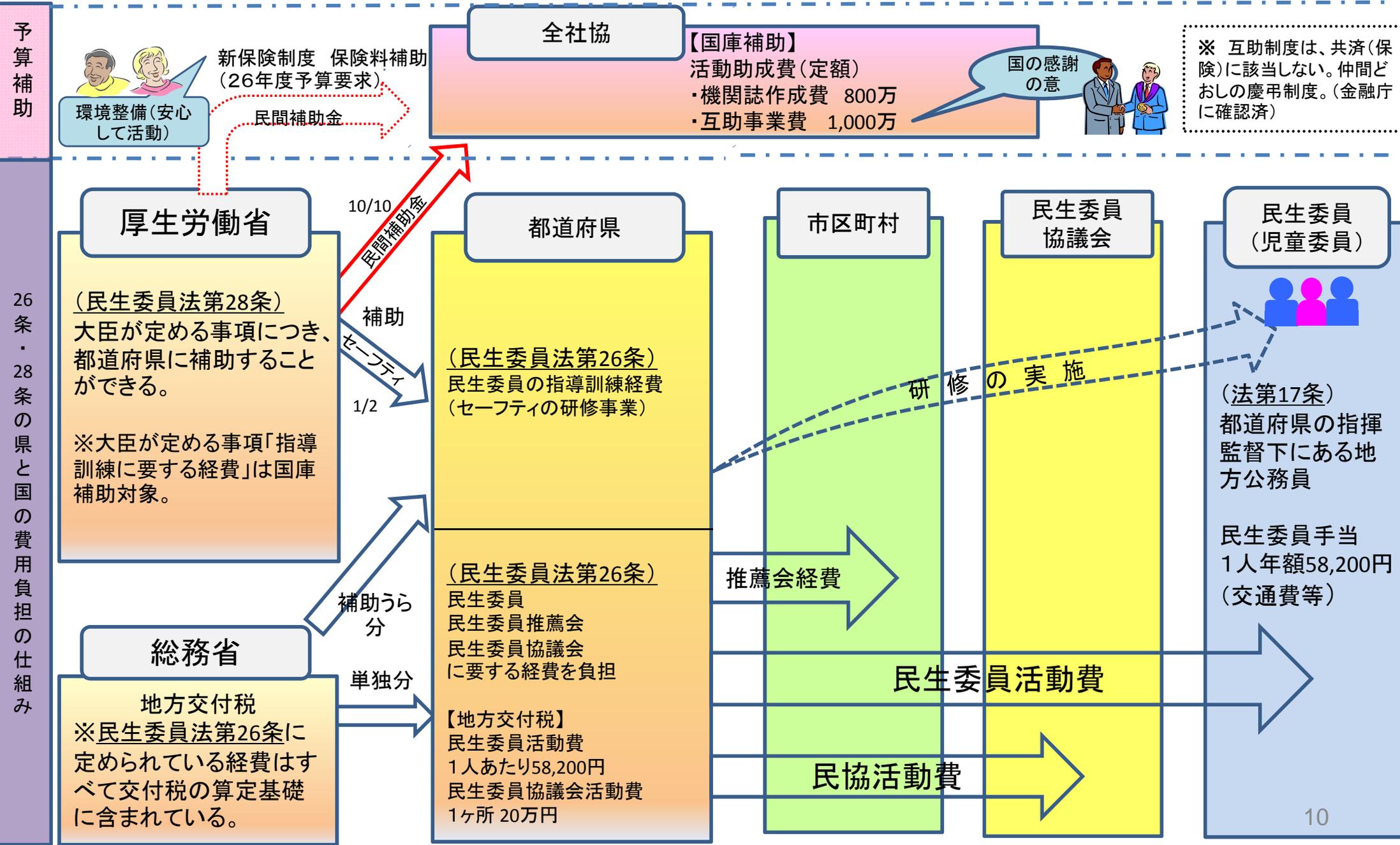


民生委員・児童委員が誇りを持ちつつ、安心して、さらに力を発揮できるよう、活動しやすい環境整備を進めることが重要な課題である。

- 活動に必要な世帯情報の適切な提供、共有(個人情報提供・共有)
- 現任研修の充実(支援方法、援助技術の研修)
- 民生委員・児童委員制度に関する社会的周知の促進(住民理解の向上、広報・PR活動)
- なり手不足
- 厚生労働大臣委嘱の堅持(民生委員法第5条)
- 安心して活動できるための事故補償制度の創設(災害時等)

(3) 取り組み状況

民生委員・児童委員への財政支援の状況



最近の民生委員・児童委員に関連する対応(厚生労働省)

1、平成24年

- ・1月:「東日本大震災の影響等による民生委員児童委員の選任及び活動支援について」通知(定数の取り扱い、個人情報の提供、公務災害補償の適用)
- ・3月:東日本大震災一周年追悼式に合わせ、お亡くなりになった56名の民生委員・児童委員に追悼の文書(厚労大臣名)
- ・4月:「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」(平成24年4月～平成25年1月)(委員に長谷川正義全国民生委員児童委員連合会理事、第5回部会で民生委員・児童委員による取り組み状況や意見を説明)
- ・5月:岩手県民生委員児童委員追悼式出席(追悼のこぼ(厚労大臣名))
- ・5月:孤立死防止対策に関する総合的な通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」(情報一元化、関係団体との連携強化、個人情報保護の適用外になることについての理解促進、地域づくりの推進等)
- ・7月:「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」発出(必要に応じ、本人同意無しに民生委員へ個人情報を提供している好事例、平成22年度個人情報提供状況調査結果、個人情報保護の仕組み)
- ・10月:企業とタイアップし、民生・児童委員、主任児童委員の制度を紹介したポスターを配布(タイアップ企業:(株)ワーナー・マイカル)
- ・11月:個人情報提供に関する消費者庁と連携した取り組みの実施(個人情報保護法に関する説明会(11月～平成25年2月))
- ・12月:東日本大震災被災地民児協支援会議に出席(仙台市)

- ・12月:「地域コミュニティ復興支援事業を活用した被災地における民生委員・児童委員への支援等の実施について」(活動費補助、メンタルケア実施等を対象にする)

2、平成25年

- ・2月:全国民生委員児童委員連合会要望(社会・援護局長へ)(大臣委嘱等の堅持、活動しやすい環境整備の推進、被災地の民生委員等に対する継続支援)
- ・3月:全民児連会長と田村厚労大臣との懇談
- ・3月:月刊誌厚生労働3月号に民生委員児童委員の制度及び(取材による)活動事例を紹介
- ・3月:社会福祉推進事業による「民生委員・児童委員の活動等の実態把握及び課題に関する調査研究事業(日本総合研究所実施)」のとりまとめ
- ・3月:「被災地における民生委員・児童委員の一斉改選について」通知(選任要件の緩和、担当地区の柔軟な設定、地域コミュニティ復興支援事業の活用、支援のための連携)
- ・5月:民生委員・児童委員の日・活動強化週間に合わせ、広報(全国の取り組みを、政府広報オンラインで紹介、厚労省厚生記者会等でPR)
- ・5月:東京都民生委員・児童委員活動普及・啓発パレード視察
- ・5月:「生活保護法の一部改正法案及び生活困窮者自立支援法案」を国会提出(衆議院可決、参議院厚生労働委員会において、全民児連天野会長が参考人出席、参議院審議未了で廃案)

- ・6月：地方分権一括法による民生委員法等の改正（一部は平成26年4月施行）（定数の条例委任、都道府県知事の地方社会福祉審議会への意見聴取の義務緩和、民生委員推薦会の委員資格・資格ごとの定数の廃止）
- ・7月：民生委員法等の改正に伴う関係通知の発出。特に、より円滑な事務の執行に資するため「民生委員法等の改正（地方分権一括法関係）に伴う留意点について」通知（活動等に影響の生じないよう改正の趣旨や留意点を具体的に通知。併せて、一斉改選に向けた適任者の確保や改選後の研修、活動しやすい環境整備の推進を依頼）
- ・10月：月刊誌厚生労働10月号に民生委員児童委員の活動内容について紹介
- ・10月：「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」の開催（地域福祉課長のもとに設置）
- ・12月：一斉改選（3年ごと）

民生委員・児童委員の活動環境に関する検討会（平成25年度）

（趣 旨） 民生委員・児童委員は、常に住民の立場に立って地域福祉の推進や災害時の対応など重要な役割を果たしているが、今日、住民の抱える課題の複雑・多様化等に伴い、その活動も多岐に渡り、益々困難性を増している状況にある。

今後とも、民生委員・児童委員が、地域福祉の中核としてその力を存分に発揮できるよう、活動環境の整備の推進方策について検討するため、「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」を開催する。

- （検討事項）
- （1） 民生委員・児童委員活動の現状及び課題の整理
 - （2） 活動環境の整備推進に向けた方策の検討
 - （3） その他

（構成メンバー）

◎上野谷 加代子（同志社大学教授）
金井 敏（高崎健康福祉大学教授）
中島 修（文京学院大学准教授）
堀江 正俊（全民児連副会長・島根県）
加納 多恵子（全民児連評議員・兵庫県）
池上 実（全社協民生部長）
行政関係者（東京都、大分市）

《事務局》

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 育成環境課
社会・援護局 地域福祉課

（検討スケジュール・予定）
平成25年10月～26年3月
5回程度開催予定
↓
「報告書」とりまとめ予定

2 個人情報情報の取扱い

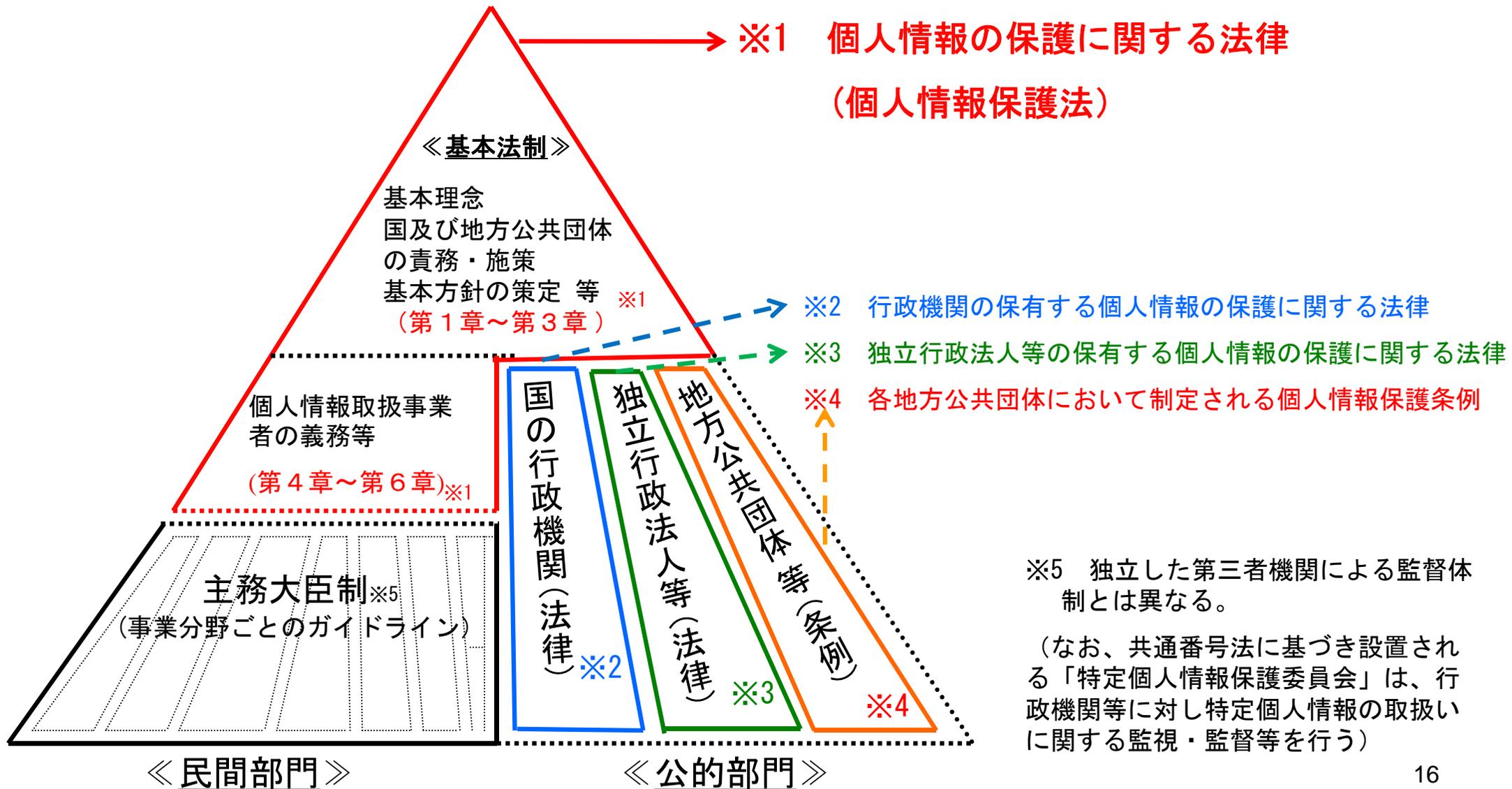
(1) 制度、運用関係

① 民生委員・児童委員の活動に必要と思われる個人情報

- 高齢者世帯、障害者世帯、母子世帯などの家族や家計の状況
- 児童虐待等に関する情報
- 避難行動要支援者の避難支援のための要支援者の状況

②個人情報に関する法制度等

2 - 1 : 個人情報保護法の守備範囲



(ア) 行政が保有する個人情報

○個人情報の保護に関する法律

(地方公共団体等が保有する個人情報の保護)

第十一条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

⇒「個人情報の保護条例」において目的外利用・第三者提供が可能とされている規定例(行政の有する情報の提供関係)

- ・「本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき」
- ・「実施機関が所掌事務の遂行に必要な範囲内で記録情報を内部で利用し、かつ、当該記録情報を利用することについて相当な理由があるとき」
- ・「保有個人情報を提供することについて個人情報保護審議会の意見を聴いて特別の理由があると認められるとき」

(参考) 民生委員・児童委員の身分・守秘義務

○地方公務員法

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第三条 地方公務員(地方公共団体及び特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))のすべての公務員をいう。以下同じ。)の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

一の二 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会)その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

二の二 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの

三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

六 特定地方独立行政法人の役員

○民生委員法

第十五条 民生委員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

(イ) 個人情報取扱事業者が保有する個人情報

○個人情報の保護に関する法律

(利用目的による制限)

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 (略)

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

③個人情報のかべ

- ・プライバシー意識の高まりや個人情報を取り扱う上での戸惑い等の様々な要因から、社会的な必要があるにも関わらず、地方自治体が過剰に反応し、民生委員・児童委員の活動に必要な情報が提供されない。
- ・同様に、個人情報を取り扱う介護支援機関やライフライン等事業者等から、行政、民生委員・児童委員に必要な情報が提供されない。

④安心生活創造事業(平成21年から平成23年で厚生労働省補助金により全国58市町村で実施)や孤立死事案からも、個人情報の取扱いの課題が見えてきた。

(参考)個人情報関係

○安心生活創造事業成果報告書での指摘

- ・個人情報保護法関連制度の開始により、個人情報保護意識が過剰に高揚し、必要な情報が必要な機関、支援者等に伝わらず、支援を困難にしている例が生じている。
- ・個人情報保護意識の過剰反応が、要援護者の把握、支援を必要とする人のもれない把握の障害にもなっている。手上げ方針、同意方式、関係機関共有方式による個人情報の適切な運用が必要である。
- ・個人情報の第三者への提供について、近年の孤立死の事案に関連して、関係省庁が連携して通知を発出しており、関係機関との連携により地域における情報の共有や見守り体制の構築等や、地方自治体の福祉担当部局に必要な情報が適切に集約されることが重要である。
- ・自治体が保有している個人情報の取扱いについては、各自治体が自ら定めた条例によることとされ、個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定、平成20年4月25日一部変更)においては、「いわゆる『過剰反応』が一部に見られることを踏まえ、地方公共団体においても、法の趣旨にのっとり、条例の適切な解釈・運用を行うことが求められる。」とされている。
- ・一方で、守秘義務のある公務員等と地域住民との連携の中での個人情報の取扱いについては課題がある。同様に守秘義務を持つ民生委員と住民間の関係も課題が多い。

○孤立死事案での課題

- ・関係部局間、省庁間や、行政とライフライン事業者等、行政内外の連携が不十分であり、個人情報の提供の制限をしない場合についての理解促進が必要。

(2) 民生委員・児童委員に対する個人情報の提供・共有への対応状況

①「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認の円滑な実施について」(平成19年8月10日厚生労働省関係課長通知)

要援護者情報の共有方式(手上げ方式、同意方式、関係機関共有方式)を示し、民生委員・児童委員活動に支障が生じないように、必要な情報提供を行うよう通知。

《要援護者情報の共有方式》

(手上げ方式及び同意方式)

○要援護者本人の同意を得た上で、個人情報を他の関係機関と共有することは、個人情報保護法制上の問題は生じないことから、以下の方法により、要援護者に係る情報を収集し、関係機関との共有化を図ることが考えられる。

・要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式(手上げ方式)

・防災関係部局、福祉関係部局等が、要援護者に直接働きかけ、必要な情報を収集する方式(同意方式)

なお、手上げ方式については、要援護者本人の自発的な意志にゆだねているため、十分に情報収集できないとの指摘があり、また、同意方式についても、対象者が多いため、効率的かつ迅速な情報収集が困難であるとの指摘がなされていることに留意が必要である。

(関係機関共有方式)

○要援護者本人から同意を得ない場合であっても、地方公共団体の個人情報保護条例において、保有個人情報の目的外利用・第三者提供を可能とする規定を整備することにより、個人情報を他の関係機関との間で共有することが考えられる。

個人情報保護条例における目的外利用・第三者提供が可能とされる規定例として、以下の例があげられるが、これらの規定に基づく要援護者の情報の共有は可能とされており、こうした規定に基づく関係機関との要援護者の情報の共有について、積極的な取り組みを行うこと。

・「本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき」

・「保有個人情報を提供することについて個人情報保護審議会の20意見を聴いて特別の理由があると認められるとき」

(民生委員児童委員等に対する情報提供)

特に民生委員児童委員は、災害時に限らず、個人情報保護法施行以降、従来市町村から提供されていたひとり暮らし高齢者名簿、一人親家庭の名簿、新生児のいる家庭の名簿が提供されなくなり、民生委員児童委員活動に支障が生じているとの報告を受けている。民生委員児童委員の日常的な見守り等の平常時の活動が、災害時における要援護者の置かれるであろう状況や必要なニーズを把握するうえで重要であることから、市町村は民生委員児童委員に対し必要な情報を提供し、平常時における民生委員児童委員活動に支障が生じないように配慮願いたい。

②「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」(平成24年5月11日厚生労働省地域福祉課長通知)

孤立死防止対策に関し、民間事業者等と連携する上で課題となる個人情報の取扱いについて、個人情報保護の適用外となる場合を示し、電気、ガス事業者等にも通知

福祉部局との連携に際しては、特にライフライン関係事業者の協力が重要となるが、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)との関係から情報提供に躊躇されているのではないかとの指摘がある。

このようなことから、今般当職より、個人情報保護法を所管する消費者庁(各事業、分野については各事業所管省庁が担当)、電気・ガス事業を所管する資源エネルギー庁、及び水道事業を所管する健康局水道課等に対して、民間事業者に適用される個人情報保護法においては、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得なくても個人情報の利用・個人データの提供が可能とされている(第16条〔利用目的による制限〕、第23条〔第三者提供の制限〕)点について確認を行ったところである。

(中略)

なお、自治体が保有している個人情報の取扱いについては、各自治体が自ら定めた条例によることとされ、個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定、平成20年4月25日一部変更)においては、「いわゆる『過剰反応』が一部に見られることを踏まえ、地方公共団体においても、法の趣旨にのっとり、条例の適切な解釈・運用を行うことが求められる。」とされているので合わせて参考とされたい。(別添2-3「個人情報の適切な共有について」平成24年4月26日付消費者庁消費者制度課個人情報保護推進室事務連絡参照)

地方自治体の福祉担当部局におかれては、以上のことを参考とし、事業者や民生委員等から得られる、地域において支援を必要とする者(生活に困窮された方)の情報が着実に必要な支援につながるよう、こうした情報を一元的に受け止め、必要な支援に結びつける体制を構築されるとともに、事業者と福祉関係部局との連携についても特段のご配慮をいただくよう改めてお願いする。

また、今後も、事業者と福祉関係部局との連携について、個別具体的な事例の運用や解釈等について判断に苦慮する場合は相談されたい。

(参考)個人情報の適切な共有について(平成24年4月26日消費者庁消費者制度課個人情報保護推進室事務連絡)

(別紙)

事務連絡
平成24年4月26日

関係省庁から発出されている通知

都道府県・政令指定都市
消費者行政担当課 御中
個人情報保護法担当課

消費者庁消費者制度課
個人情報保護推進室

個人情報の適切な共有について

平素より個人情報保護施策の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、生活に困窮された方や障害児・者等が地域で孤立した状態で亡くなられるという大変痛ましい事案が複数発生しており、関係省庁から関係機関等の連携体制の強化等を依頼する通知(別紙参照)が発出されております。

個人情報取扱事業者の義務等を定める「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「法」という。)においては、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得なくても個人データの提供が可能とされております(法第23条第1項第2号)。

また、地方自治体が保有している個人情報の取扱いについては、各地方自治体が定める条例によることとされており、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定、平成20年4月25日及び平成21年9月1日一部変更)において、いわゆる「過剰反応」が一部に見られることを踏まえ、条例の適切な解釈・運用が求められております。

この度、以下の資料を配布させていただきますので、各都道府県におかれましては、個人情報適切に共有されるよう御協力いただくとともに、以上の内容を区域内の市区町村へ周知していただきますよう、よろしく御願い申し上げます。

- ・資料1：人の生命・身体を保護するために個人情報を提供する際の基本的な考え方
- ・資料2：関係省庁から発出されている通知

(本件問合せ先)
消費者庁消費者制度課
個人情報保護推進室
辻畑、佐小
電話：03-3507-9165
FAX：03-3507-9283

1 厚生労働省

- ・ 平成24年2月23日付け通知
社会・援護局長 → 各都道府県知事、指定都市市長、中核市市長
「生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について」
- ・ 平成24年2月27日付け通知
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
→ 各都道府県、指定都市、中核市の障害保健福祉主管部(局)長
「地域において支援を必要とする障害児・者の把握及び適切な支援のための関係部局・機関等との連携体制の強化の徹底について」
- ・ 平成24年3月2日付け通知
社会・援護局地域福祉課長 → 社会福祉法人全国社会福祉協議会会長
雇用均等・児童家庭局育成環境課長、社会・援護局地域福祉課長
→ 全国民生委員児童委員連合会会長
「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための関係機関等との連携体制の強化の徹底について(依頼)」
- ・ 平成24年3月8日付け通知
老健局振興課長 → 各都道府県介護保険主管部(局)
「地域包括支援センターにおける地域の高齢者等の把握及び適切な支援のための関係機関等との連携体制の強化の徹底について(依頼)」
- ・ 平成24年3月8日付け通知
老健局振興課長 → 財団法人全国老人クラブ連合会会長
「地域において支援を必要とする高齢者等の把握及び適切な支援のための関係機関等との連携体制の強化の徹底について(依頼)」

2 経済産業省

- ・ 平成24年4月3日付け通知
資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課長 → 各電力会社
資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課長
→ 一般社団法人日本ガス協会、一般社団法人日本コミュニティーガス協会
資源エネルギー庁長官官房総合政策課企画官(液化石油ガス産業担当)
→ 一般社団法人全国LPガス協会、全国農業協同組合連合会
「福祉部局との連携に係る協力について」

人の生命・身体を保護するために個人情報を提供する際の基本的な考え方**1 個人情報取扱事業者からの情報提供について**

個人情報保護法上、個人情報取扱事業者は、以下の場合には、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供できる。

- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(法第23条第1項第2号)

※ 「本人の同意を得ることが困難であるとき」とは、本人に同意を求めても同意しない場合だけでなく、本人の連絡先が不明又は連絡先の特定のための費用が極めて膨大、時間的余裕がない等の場合なども一般的には含まれる。いずれにしても、本号に該当するか否かは個別具体的な事例に則して総合的な利益衡量により判断されることになる。(國部逸夫編「個人情報保護法の解説《改訂版》」124頁～125頁参照)

⇒ この場合、個人情報保護法上、人の生命・身体を保護するために、個人情報取扱事業者から情報提供することは阻害されていない。

2 地方自治体からの情報提供について

地方自治体が保有している個人情報の取扱いについては、いわゆる「過剰反応」が一部で見られることを踏まえ、各地方自治体が定める個人情報保護条例の規定を適切に解釈・運用を行うことが望まれ、それにより、人の生命・身体を保護するために関係者間で個人情報を共有するよう努めていただきたい。

③自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集（平成24年7月）

- 東日本大震災や所在不明高齢者問題等により、支援を必要としている人々を地域から孤立させない支援が求められ、民生委員・児童委員への期待が高まっていること
 - 民生委員・児童委員が地域で活動するにあたって、支援を必要とする人々の個人情報が民生委員等へ適切に提供されていないとの声があること
 - 平成22年度に行ったサンプル調査の結果から、民生委員・児童委員へ個人情報を提供していない市町村が存在すること
- これらの背景から、本事例集を作成し、市町村から民生委員・児童委員へ必要な個人情報が適切に提供され、地域福祉活動が推進されることを期待。

事例

○長野県（民生委員活動と個人情報の取扱いに関するガイドラインを作成）

（個人情報保護条例との関係）

- 個人情報保護条例の原則・・・本人の同意が必要

（個人情報の収集）

市町村保有情報を民生委員に提供するには、収集の際に予め本人の同意を得ておくことが最も確実かつ簡潔な方法です。収集の際、民生委員を含む関係者・機関への情報提供を明示しておけば問題ありません。

民生委員活動に必要な情報を他部署で扱っている場合は、民生委員担当課から該当する担当課に対して、上記のような依頼をし、市町村全体として取り組んでいく必要があります。

（個人情報の提供）

既に収集してある情報を目的外利用、第三者提供する場合は、原則、本人の同意を取る必要があります。

同意の取り方は、必ずしも書面による必要はありません、個別に口頭で同意を得ることも可能です。その場合は、トラブル防止のため、複数の立会で行う、記録を残すといった方法が有効です。

また、回覧等により書面で一斉に通知し、名簿からの除外希望者に手を上げてもらうやり方も考えられます。ただし、プライバシーの度合いの強い情報は、このようなやり方では馴染まないと言えます。同意の確認に関しては、利用目的、項目、手段・方法、本人の求めに応じ提供禁止する旨等を記載するとよいでしょう。

- 条例に例外規定を設けて対応・・・本人の同意は不要

災害時に要援護者の避難支援等を行うためには、日頃から関係者の間で要援護者に関する情報共有をすることが必要です。

原則として、上記のように、要援護者から同意を得ることが必要ですが、同意を得ない方法として、関係機関共有方式というものがありません。これは、個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用・第三者提供を可能とする規定を整備することにより、本人の同意なしに関係機関の間で情報を共有できるというものです。

○大分県中津市（定期的に担当地区内対象者一覧を配布）

（個人情報保護条例との関係）

○個人情報の管理方法、個人情報取り扱いに関する研修等）

- ・民生委員に提供する個人情報の対象者、内容等について、定めている。
- ・中津市個人情報保護条例に基づき、中津市情報公開・個人情報審査会に、提供する個人情報の範囲、提供先、利用目的について諮り、この内容に基づいて提供している。

【中津市個人情報保護条例第10条第1項（5）】

前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、目的外利用等を行うことにつき公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

○東京都中野区（個人情報を共有可能な条例及び協定書を制定）

（個人情報保護条例との関係）

○個人情報の管理方法、個人情報取り扱いに関する研修等）

- ・民生委員には、民生委員法による守秘義務が課せられており、本人同意は必要ないと考えている。

（その他）

- ・中野区は、「中野区地域支えあい活動の推進に関する条例（平成23年中野区条例第19号）を制定し、地域の様々な団体と連携して、高齢者・障害者を主な対象ものとして見守り活動を行っている。その条例に基づき、「地域支えあい活動の実施に係る個人情報の取り扱いに関する協定書」を民生児童委員協議会と取り交わし、改めて情報提供とその取り扱いについて定めている。この協定では、従来の高齢者情報に加え、情報提供を希望する障害者の情報も含まれている。

※ 民生委員は守秘義務が課せられているので、改めて条例に規定するまでもなく情報提供をすることは可能といえるが、当条例においては民生委員の他に地縁団体や警察署、消防署への情報提供についても規定され、地域団体への情報提供に係る取り決めが包括的に整理されたといえる。

○岩手県釜石市（行政からの情報提供及び提供方法を一覧化）

（民生委員への個人情報の具体的な提供方法）

○原則として、本人の同意なしに必要な情報を提供している。

○住民世帯状況については、世帯票を配布している。

○上記以外の内容については、提供した名簿等の紛失を防止するため、閲覧、または口頭による伝達としている。

○生活保護については、開始及び廃止について生保担当者が個別に民生委員に連絡しているほか、年に1回、生保担当者が名簿を持参し、各地区定例会に出向いて情報提供を行っている。

○障がい区分、要介護度等については、民生委員が閲覧できる名簿を各地区生活応援センターに配置している。

（個人情報保護条例との関係）

○特に定めていない。

○島根県松江市（高齢者世帯情報等を本人同意で提供）

（個人情報保護条例との関係）

（個人情報の管理方法、個人情報取り扱いに関する研修等）

- ・個人情報保護条例に基づき、必要最小限の情報としている。
- ・災害時の要支援者情報については、本人の同意に基づき、日常生活に必要な生活用具・医薬品、避難所生活で配慮する事項、かかりつけ医療機関等の情報を提供している。

○福井県永平寺町（児童虐待等の情報を提供）

（民生委員活動に必要な情報の内容）・・・民生委員活動に必要な情報として実際に提供している情報

- ・高齢者世帯、ひとり世帯、障害者、災害時要援護者等、児童虐待等の情報、家族状況、連絡先、年齢など
- ※必要に応じて同意を得ずに提供している場合もある。

（個人情報保護条例との関係）

（個人情報の管理方法、個人情報取り扱いに関する研修等）

- ・特に定めていない。

○愛媛県松山市（行政把握の要援護者名簿を直接提供）

（民生委員への個人情報の具体的な提供方法）

- ・行政が把握している要援護者等の名簿を、直接提供する方法。
- ・原則として、本人同意を必要としていない。

（個人情報保護条例との関係）

（個人情報の管理方法、個人情報取り扱いに関する研修等）

- ・一覧名簿にして、民生委員の担当地区のみの情報を提供している。

○兵庫県たつの市（民生委員からの個別問合わせに随時対応）

（個人情報保護条例との関係）

（個人情報の管理方法、個人情報取り扱いに関する研修等）

- ・災害時要援護者マニュアルの支援対象者一覧表と支援個票
- ・民生委員から個別に問い合わせがあった場合に提供している。

(参考1)平成24年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要(平成25年9月消費者庁)

※個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第53条の規定に基づき、内閣総理大臣に法施行の状況として報告した内容

4 いわゆる「過剰反応」に対する取組状況(平成24年度)

府省庁	取組内容
厚生労働省、経済産業省(資源エネルギー庁)、国土交通省、消費者庁	<p>○孤立死の防止対策についての通知等 亡くなられたことに近隣の方々が気付かず、相当の日数を経過してから発見されるという、いわゆる「孤立死」に対する防止策として、地域において支援を必要とする者を把握し、適切に支援する観点から、次のような内容に関する通知等を発出するなど、平成23年度に引き続き、対応を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 電気・ガス・水道事業者、不動産関係団体等と、地方公共団体の福祉担当部局との連携強化の依頼 - 生命、身体、財産の保護が必要なケースでは個人情報の提供の制限を適用しないことへの理解促進 - 先進的な取組を実施している地域の事例の情報提供 等 <p>・「福祉部局との連携等に係る協力について」(平成24年4月3日資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課長及びガス市場整備課長、資源エネルギー庁長官官房総合政策課企画官(液化石油ガス産業担当)名通知。電力会社、ガス関係事業者宛)</p> <p>・「個人情報の適切な共有について」(平成24年4月26日消費者庁消費者制度課個人情報保護推進室事務連絡。各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課及び個人情報保護法担当課宛)</p> <p>・「福祉部局との十分な連絡・連携体制の構築について」(平成24年5月9日健水発0509第1号厚生労働省健康局水道課長通知。厚生労働大臣認可水道事業者、都道府県水道行政主管部(局)長宛)</p> <p>・「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」(平成24年5月11日社援地発0511第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知。各都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長宛)</p> <p>・「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための協力について」(平成24年7月31日厚生労働省社会・援護局地域福祉課及び国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡。各都道府県・指定都市・中核市住宅主管部(局)及び民生主管部(局)宛)</p> <p>・「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための協力について」(平成24年7月31日厚生労働省社会・援護局地域福祉課及び国土交通省住宅局総務課民間事業支援調整室事務連絡。独立行政法人都市再生機構住宅経営部宛)</p> <p>・「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための協力について」(平成24年7月31日厚生労働省社会・援護局地域福祉課、国土交通省土地・建設産業局不動産課及び住宅局住宅総合整備課事務連絡。不動産関係団体宛)</p>
厚生労働省	<p>○「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集」の共有 各市区町村における民生委員に対する個人情報の提供状況等について調査を行い、その中でも積極的に個人情報を提供している市区町の好事例を取りまとめ、以下の事務連絡で共有した。</p> <p>・「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」(平成24年7月17日厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡。各都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)担当課宛)</p> <p>○児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項についての事務連絡 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のため、児童相談所及び市区町村が医療機関との連携・情報共有体制を構築するに当たって留意すべき事項や、情報提供に係る守秘義務、個人情報保護等との関係などについて、以下の通知を発出した。</p> <p>・「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」(平成24年11月30日雇児総発1130第2号、雇児母発1130第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長及び母子保健課長通知。各都道府県・指定都市・中核市・保健所設置市・特別区児童福祉・母子保健主管部(局)長宛)</p>

(参考2)個人情報保護法に関するよくある質問と回答(消費者庁作成)

Q5 - 19 民生委員・児童委員をしていますが、市町村や民間の事業者から、活動に必要な個人情報の提供をうけられず苦慮しています。提供を受けることは可能ですか。

A 民生委員・児童委員は、福祉事務所などの協力機関として職務を行うものとされており、活動の円滑な実施のためには、個人情報の適切な提供を受ける必要があります。

民生委員・児童委員は特別職の地方公務員と整理されているため、個人情報取扱事業者からその職務の遂行に必要な個人データの提供を本人から同意を得ずに受けることは、個人情報の第三者提供の制限の例外として、可能と考えられます。

地方公共団体からの情報提供については、それぞれの条例の解釈によります。

民生委員・児童委員には、民生委員法において守秘義務が課せられていることも踏まえ、各主体から、その活動に必要な個人情報が適切に提供されることが望ましいと考えられます。